

KKR

年金だより

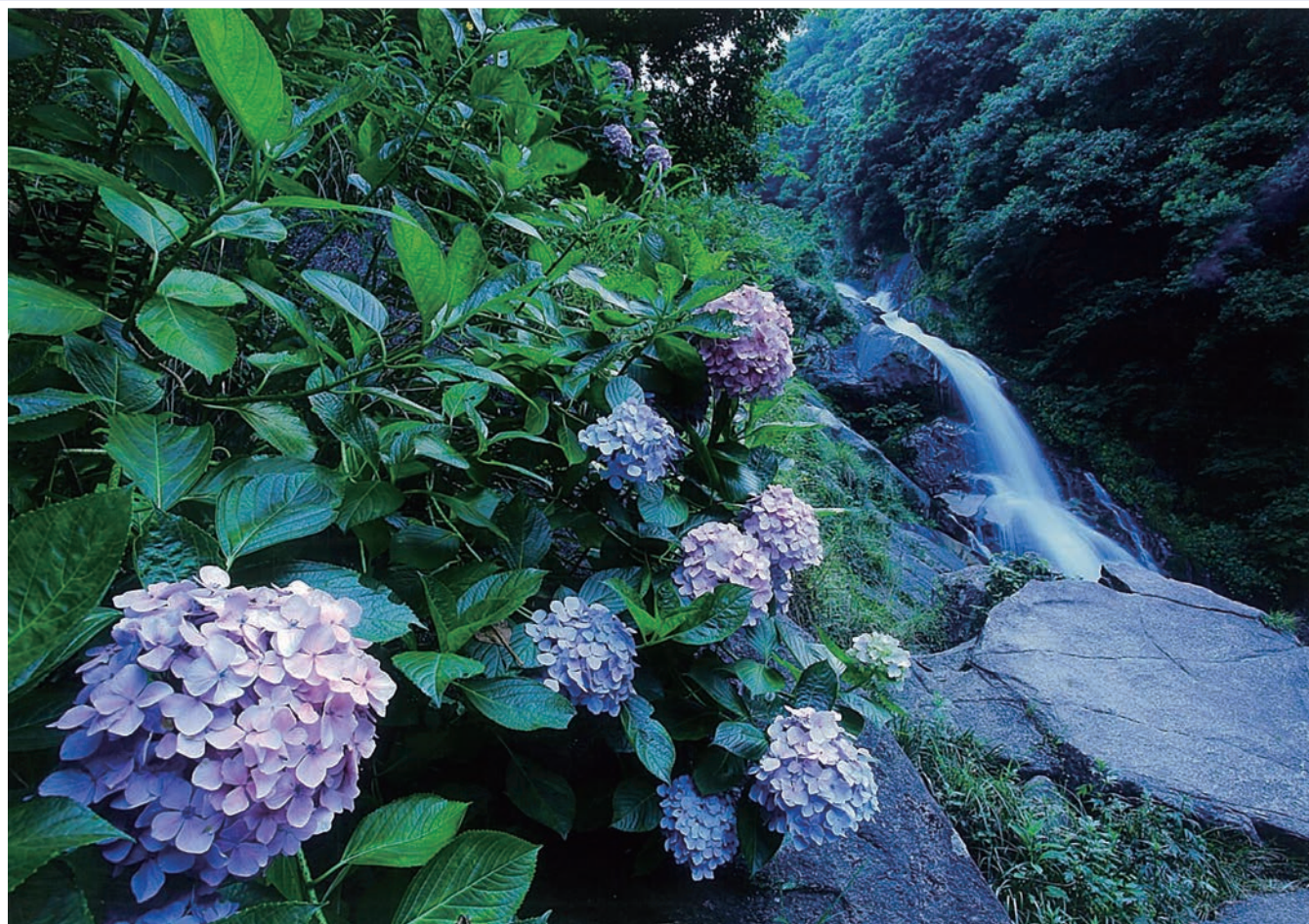
令和元年5月発行

No.125

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

- 平成31年度の年金額の改定について 2頁
退職等年金給付の平成30年財政再計算・財政検証(平成29年度末)について
KKR ホームページのリニューアルについて
在職支給停止の基準となる額の変更について 3頁
「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」の送付について 4・5頁
こんなときには届出を 6頁
読者のひろば、原稿・表紙「写真」の募集
全国年金相談会のご案内(7月以降開催分) 7頁
読者のひろば、お問合わせ先 8頁



「瀑布を背に」 佐賀県唐津市

(大分県) 平野 俊久 (69歳)

平成31年度の年金額の改定について

1. 年金額の改定について

平成31年度の年金額は、平成30年度に比べて**0.1%の引上げ**となります。
なお、改定後の年金額は、本年6月定期支給期分（4月分、5月分）から適用されることとなります。

<年金額の改定ルール>

平成31年度の年金額は法律の規定により名目手取り賃金変動率を基に改定することとなりました。
平成30年の名目手取り賃金変動率は対前年比0.6%であったことから、平成31年度の年金額は0.6%の改定率を用いますが、平成31年度は、マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.2%)と、平成30年度に繰り越されたマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)が乗じられることになり、改定率は0.1%となります。

詳しくは、**KKR**ホームページをご覧ください。

[ホーム](#)▶ [年金](#)▶ [年金関係全般](#)▶ [年金額改定](#)▶ [年金額の改定について](#)

2. 改定後の年金額の通知について

平成31年度の年金額等については、6月中旬に「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」によりお知らせします。（**4、5頁**をご参照ください）。

退職等年金給付の平成30年財政再計算 ・ 財政検証（平成29年度末）について

退職等年金給付制度の財政の健全性を確保するため、「平成30年財政再計算」および「財政検証（平成29年度末）」を行いました。

詳しくは、**KKR**ホームページをご覧ください。

[ホーム](#)▶ [年金](#)▶ [年金関係全般](#)▶ [年金財政関係](#)▶ [退職等年金給付](#)

KKRホームページのリニューアルについて

平成31年3月13日に国家公務員共済組合連合会ホームページ（**KKR**ホームページ）をリニューアルし、より見やすく使いやすいホームページとするため、デザインを一新しました。

年金制度に関することや皆さまからよくいただく質問についての「Q&A」や令和元年5月1日の改元に伴い、提出していただく請求書および各種届書について、新しい元号「令和」に変更し、掲載しております。ぜひお役立てください。

在職支給停止の基準となる額の変更について

老齢厚生年金や退職共済年金を受けている方が、「厚生年金の被保険者等」となって働いているときは、「年金月額」（注1）と「賃金月額」（注2）の合計額に応じて年金の一部または全部が支給停止（これを「**在職支給停止**」といいます。）される場合があります。

平成31年4月から、この在職支給停止の基準となる額のうち、65歳未満の方の「支給停止調整変更額」と、65歳以上の方の「支給停止調整額」が、**46万円から47万円**に変更されました。

なお、65歳未満の方の「支給停止調整開始額」については、現行の28万円のまま、変更ありません。

また、年金支給額に変更があった場合は、「年金支給額変更通知書」によりお知らせしますので、届出は不要です。

（注1）年金月額とは、老齢厚生年金または退職共済年金の額（職域加算額、経過的加算額、経過的職域加算額および加給年金額を除きます。）の12分の1の額をいいます。

（注2）賃金月額とは、標準報酬月額と過去1年間の標準期末手当等の総額（公務員であった期間に支給された額も含みます。）の12分の1の額を合計した額をいいます。

	平成30年度	平成31年度
65歳未満の方の 支給停止調整開始額	28万円	28万円 （変更なし）
65歳未満の方の 支給停止調整変更額	46万円	47万円
65歳以上の方の 支給停止調整額	46万円	47万円

<在職支給停止の基準となる額の主な計算方法>

65歳未満の方 ※下線部分の「支給停止調整変更額」が変更になりました。

年金月額が28万円以下で、賃金月額が**47万円**以下のとき

➡ 支給停止額 = (年金月額 + 賃金月額 - 28万円) × 1/2 × 12

年金月額が28万円以下で、賃金月額が**47万円**を超えるとき

➡ 支給停止額 = { (**47万円** + 年金月額 - 28万円) × 1/2 + (賃金月額 - **47万円**) } × 12

65歳以上の方 ※下線部分の「支給停止調整額」が変更になりました。

年金月額と賃金月額の合計額が**47万円**を超えるとき

➡ 支給停止額 = (年金月額 + 賃金月額 - **47万円**) × 1/2 × 12

詳しくは、**KKR** ホームページをご覧ください。

[ホーム](#) ▶ [年金](#) ▶ [よくある質問Q&A](#) ▶ [年金一般Q&A](#) ▶ [年金の支給停止について](#)

「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」の送付について

平成31年4月からの年金額および令和1（元）年6月定期支給期からの支払額は、下記の見本のとおり、「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」でお知らせします。

- ◆ 年金額改定通知書⇒平成31年4月からの年金額などを記載しています
- ◆ 年金支払通知書⇒令和1年6月定期支給期からの支払額などを記載しています

なお、今後年金額や年金支給額が変更になった場合は、その都度、所定の通知書によりお知らせいたします。

「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」の記載例

これは見本です。 年 金 額 改 定 通 知 書 令和1年6月〇〇日

平成31年4月以降の年金額について、下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

ネンキン タロウ 様 基礎年金番号 1234-*****

国家公務員共済組合連合会理事長 印

年金の種類	年金証書記号番号	期間	年金額	支給停止額	年金支給額	備考
老齢厚生年金	A-10-00-123456-7	平成31年4月から	1,252,500 円	0 円	1,252,500 円	
退職共済年金	A-11-00-123456-7	平成31年4月から	249,243 円	0 円	249,243 円	
遺族厚生年金	A-30-00-123456-7	平成31年4月から	882,250 円	882,250 円	0 円	併給調整
遺族共済年金	A-31-00-123456-7	平成31年4月から	175,567 円	175,567 円	0 円	併給調整
①			②		③	④

年 金 支 払 通 知 書

令和1年6月定期支給期から、下記の金額が支払われますのでお知らせします。

ネンキン タロウ 様 基礎年金番号 1234-***** 払渡金融機関 チヨダ クダン

令和1年6月定期支給期(令和1年6月14日)以降にお支払いする金額 250,290 円

内訳は以下のとおりです。

		課税の対象となる年金		非課税の年金		合計
⑤ 支払額		250,290 円				250,290 円
	内訳	老齢厚生年金	208,750 円			
		退職共済年金	41,540 円			
⑥ 介護保険料				0 円		0 円
⑦ 国保・後期高齢者保険料				0 円		0 円
⑧ 退職一時金返還額		0 円		0 円		0 円
⑨ 所得税額および復興特別所得税額		0 円				0 円
⑩ 個人住民税額				0 円		0 円
⑪ 控除額				0 円		0 円
				⑫ 差引支払額		250,290 円

令和2年2月定期支給期については、支払額の端数調整を行うため、下記の金額は変更となる場合があります。

また、お勤めされている方についても、給与等の変動により金額が変更となる場合があります。

令和2年2月定期支給期(令和2年2月14日)にお支払いする(予定)金額 250,293 円 ⑬

※ 金額につきましては、現時点での情報をもとに計算をしていますので、変更になりましたら、改めて「年金支払通知書」をお送りします。

お問い合わせの際は、基礎年金番号もしくは以下の年金証書記号番号をお知らせください。

A-10-00-123456-7 ⑭

「年金額改定通知書」の各欄の見方は、次のとおりです。

① 年金の種類

決定を受けているすべての年金の種類を記載しています。

② 年金額

平成31年4月からの年金額を記載しています。

③ 年金支給額

実際に支給される年金額を記載しています。

④ 備考

年金額の一部(または全部)が支給停止されている場合は、その理由を記載しています。



「年金支払通知書」の各欄の見方は、次のとおりです。

⑤ 支払額

「課税の対象となる年金」・「非課税の年金」のそれぞれ2か月分(定期支給期分)の金額を記載しています。

⑥ 介護保険料

年金から介護保険料が徴収される方は、その金額を記載しています。

⑦ 国保・後期高齢者保険料

年金から国保・後期高齢者保険料が徴収される方は、その金額を記載しています。

⑧ 退職一時金返還額

年金から退職一時金返還額が控除される方は、その金額を記載しています。

⑨ 所得税額および復興特別所得税額

年金から所得税および復興特別所得税が徴収される方は、その金額を記載しています。

⑩ 個人住民税額

年金から個人住民税が徴収される方は、その金額を記載しています。

⑪ 控除額

年金から過払金等が控除される方は、その金額(マイナスの場合は未済金額)を記載しています。

⑫ 差引支払額

⑤支払額から上記⑥から⑪までを差し引いた金額を記載しています。

(注) ⑥～⑪の金額については、該当する方のみ表示されます。

⑬ お支払いする(予定)金額

毎年2月定期支給期で端数調整を行うため、端数が生じる場合は、端数調整後の金額を記載しています(端数調整が生じない方については、この欄の記載はありません)。

⑭ 年金証書記号番号

2つ以上の年金証書記号番号を有する方については、最も支払額の多い年金証書記号番号を記載しています。



こんなときには届出を



下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要な事由および対象となる年金
1. 年金を受けている方が氏名を変更したとき
2. 年金の受取口座を変更するとき
3. 年金を受けている方が行方不明になったとき
4. 国家公務員または地方公務員として再就職したとき（老齢・退職・障害）
5. 国会議員または地方議会の議員になったときや議員を辞めたとき（老齢・退職）
6. 65歳未満の方がハローワークで求職の申込みをしたとき（老齢・退職）
7. 雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けたとき（老齢・退職）
8. 加給対象配偶者が年金 ^(*) を受けることとなったとき（老齢・退職・障害）
9. 加給対象配偶者と離婚したときや加給対象配偶者が亡くなったとき等（老齢・退職・障害）
10. 遺族給付を受けている方が婚姻（事実上の婚姻関係にある方を含む）や直系姻族以外の養子となったとき（遺族）
11. 書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所を希望するとき

年金を受けている方がお亡くなりになったときは、「**KKR**年金相談ダイヤル」（8頁をご覧ください。）へご連絡ください

（*）配偶者が受ける年金の厚生年金保険の加入期間が20年未満であるときなど、加給年金を引き続き受け取ることが出来る場合は、手続きが必要ないことがあります。

※平成27年10月の被用者年金一元化後の厚生年金に関する届出は、ワンストップサービスとして最寄りの年金事務所または各共済組合等のどこの窓口でも受け付けします。（ただし上記4.を除きます）

◎KKRホームページの「届書のダウンロード」からも印刷することができます。

ホーム▶年金▶届書ダウンロード▶年金を受給されている方

なお、平成の元号が印刷された請求書および各種届書を使用される場合は、お手数をおかけいたしますが、平成と抹消のうえ新しい元号「令和」と修正し、提出いただきますようお願いいたします。



年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

「私の大切なもの」・「私の生きがい」・「私が心がけていること」などをテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、原稿用紙200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、当会年金部 広報担当「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

令和元年10月号（No.126）と令和2年1月号（No.127）の本誌の表紙写真を募集します。ふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。

写真は、Lまたは2Lサイズのプリント（横写真のみ）で、撮影日時および場所、タイトル、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、当会年金部 広報担当までお送りください。なお、写真の返却はいたしません。また、10月号の応募の締め切りは令和元年6月28日、1月号の応募の締め切りは令和元年8月30日です。

全国年金相談会のご案内



年金相談会は4月から全国各地で開催しており、7月以降も下記の会場で開催します。

「年金相談会」は、事前の予約が必要です。

ご予約は開催日の一週間前まで承りますが、会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただくこともありますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。

予約受付専用電話

03-3265-9708

受付時間 9時30分～17時30分
(土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号は、年金相談会のご予約以外はお受けできません。

■開催日程（7月以降）

※6月までの開催は、前号（本紙No.124）またはKKRホームページにてご確認ください。

●北海道地区		
函館市	7月18日(木)	ホテルリソル函館
札幌市	8月30日(金)	ポールスター札幌
旭川市	9月13日(金)	ホテルクレセント旭川
札幌市	10月10日(木)	札幌ガーデンパレス
●東北地区		
福島市	7月12日(金)	グランパークホテルエクセル福島恵比寿
青森市	7月19日(金)	アップルパレス青森
秋田市	7月25日(木)	ルポールみずほ
盛岡市	7月26日(金)	エスポワールいわて
仙台市	8月30日(金)	仙台ガーデンパレス
仙台市	11月8日(金)	仙台ガーデンパレス
●関東・甲信越地区		
甲府市	9月13日(金)	KKR甲府ニュー芙蓉
新潟市	9月19日(木)	新潟第一ホテル
高崎市	9月20日(金)	高崎アーバンホテル
長野市	9月27日(金)	ホテル信濃路
横浜市	1月31日(金)	KKRポートヒル横浜
千葉市	3月13日(金)	ホテルプラザ菜の花
●東海・北陸地区		
金沢市	7月5日(金)	KKRホテル金沢
静岡市	9月6日(金)	ホテルアソシア静岡
富山市	9月26日(木)	パレブラン高志会館
金沢市	9月27日(金)	KKRホテル金沢
名古屋市	11月28日(木)	KKRホテル名古屋
岐阜市	12月19日(木)	ホテルグランヴェール岐山
名古屋市	12月20日(金)	KKRホテル名古屋
名古屋市	2月28日(金)	KKRホテル名古屋
●近畿地区		
大阪市	9月6日(金)	KKRホテル大阪
京都市	10月3日(木)	KKR京都くに荘
大阪市	11月21日(木)	KKRホテル大阪

●近畿地区		
奈良市	12月12日(木)	ホテルリガーレ春日野
大津市	12月13日(金)	KKRホテルびわこ
神戸市	1月24日(金)	ホテル北野ブラザ六甲荘
和歌山市	2月20日(木)	ホテルアバローム紀の国
大阪市	2月21日(金)	KKRホテル大阪
●中国地区		
広島市	11月22日(金)	広島ガーデンパレス
松江市	11月28日(木)	ホテル白鳥
鳥取市	11月29日(金)	白兔会館
山口市	1月16日(木)	KKR山口あさくら
広島市	1月17日(金)	ホテルニューヒロデン
岡山市	1月23日(木)	サン・ピーチ OKAYAMA
●四国地区		
高知市	8月2日(金)	高知共済会館 COMMUNITY SQUARE
高松市	11月15日(金)	ルポール讃岐
松山市	2月14日(金)	KKR道後ゆづき
●九州地区		
福岡市	10月4日(金)	KKRホテル博多
熊本市	11月1日(金)	KKRホテル熊本
大分市	11月15日(金)	ホテル日航大分オアシスタワー
長崎市	12月5日(木)	ホテルセントヒル長崎
佐賀市	12月6日(金)	ホテルニューオータニ佐賀
宮崎市	1月10日(金)	ひまわり荘
鹿児島市	2月5日(水)	ホテルウェルビューかごしま
熊本市	2月6日(木)	KKRホテル熊本
福岡市	2月7日(金)	KKRホテル博多
●沖縄地区		
那覇市	11月8日(金)	沖縄県市町村自治会館

◎全国年金相談会のご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに予約内容を記載した書面をお送りいたします。

※開催会場については、都合により変更となることもあります。

○KKR年金だよりNo.124の年金相談会日程において2月の熊本市・福岡市に誤りがありましたことをお詫び申し上げます。

●文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

- (1) 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
- (2) 氏名(フリガナ)、生年月日
- (3) 住所、日中連絡がとれる電話番号
- (4) 年金証書記号番号または基礎年金番号
- (5) 相談内容

をご記入いただき、下記送付先までお送りください。

【文書送付先】

〒102-8082

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室 予約受付係

◆当会年金部では相談窓口を常設しています

当会年金部に年金相談室を常設し、年金のご相談等に応じています。

■年金相談室

東京都千代田区九段南1-1-10

九段合同庁舎内 2階

(相談受付: 9:00～17:30)

土日祝日・年末年始休

※予約は不要です



私の生き甲斐『新聞投稿と投稿仲間との情報交換』

私の生き甲斐は、新聞投稿と投稿仲間との情報交換である。私の購読紙は中国新聞である。中国新聞には読者の投稿欄「広場」がある。昔から「広場」欄の愛読者であるが、長い間読んでいたうちに「広場」欄は「勉強の宝庫」だと認識するようになり、平成20年7月から「広場」欄掲載の投稿に対する感想をブログに書き始めた。一年間で熱心な読者が4～5人集まったので、私が代表となってメーリングリスト「広場投稿友の会」を開設した。平成31年1月末で会結成後満9年を迎える。会員は徐々に増えて現在では46人に膨らんだ。

私自身の投稿は、中国新聞「広場」が中心であるが、大病の末退職した平成14年3月から投稿を始めて平成30年5月22日に念願の「広場掲載100件」を達成した。

「100件達成」を記念して、投稿集「一步一步」（「広場」と共に歩んで）を作成した。投稿を始めて100件達成までには実に15年かかった。

私自身、身体は脳卒中の後遺症で左半身不自由であるが「投稿集」は投稿を通じて真剣に生きて来た証でもあり、完成した本を業者から手にした時は大きな感動を覚えた。

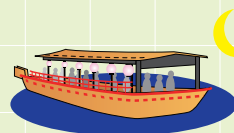
既に古希を過ぎたが、世間には80歳で健筆を振るう方もおられるので、今後も政治経済への問題意識を持ち続け、日常生活への感動する心を失わず中国新聞を初め全国紙や他地方紙への投稿を継続したい。

広島県 佐々木 和則 さん（72歳）

踊りました

九月の誕生日に、息子と娘からどこか行きたい見たい所あるかと聞かれ、釣り好きだった夫の供をよくしたから海か河でも見たいと答えました。すると、当日隅田川を渡る屋形船に乗せてくれました。50人余の客、月光射し、ブリッジ輝やき、うねる波、水しぶき、音、華やかなくつろぎの中アナウンス「今日、御祝いの方 居られます。」と名を呼ばれ、びっくり。灯りをつけたケーキを戴き、船の方から、バースディソング歌って下さいと云われたのです。

かつてダンサー振付に関わっていた私は、思わず歌うより踊れますと云ってしまった。拍手止まずの中、メロディ流れ、ステップ、ターン、再なる拍手。それを娘が動画に撮り、フェイスブックとかに投稿したのでした。私には未体験。くるわ続くわで、数えきれぬコメント。素適ですと。中にはむかしの教え子から。連絡途絶えていた人からも。又、よく転びませんでしたね、凄いとかも。遥かから旅立ったひとを見てくれ。さぞ苦笑いしてるだろうなと。けれど晴れな気持ちうれしく席にかえると女将さんからプレゼント。この元気をこの日をくれた感謝を心に刻んだ夜でした。



東京都 柴 千恵子 さん（83歳）

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問合わせ先】

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

「KKR 年金相談ダイヤル」

（年金に関するご相談
お問合わせ専用）

0570-080-556（ナビダイヤル）

0570 におかけになれない場合（050 で始まるお電話からの発信など）等

03-3265-8155（一般電話）

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時30分

○土日祝日、年末年始はご利用できません。

○休日明けの午前中や年金支払通知書の発送時期などは、電話が大変混み合います。週の後半や夕方などは比較的つながりやすくなっておりますので、曜日や時間帯をずらしておかけいただきますようお願いいたします。また、KKRホームページでも年金に関するQ&Aを掲載しておりますので、是非ご利用ください。

○間違い電話が多くなっています。電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。

◆お問合わせの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。